

## **[事案 2020-174] 先進医療給付金支払請求**

・令和3年1月21日 裁定打ち切り

※本事案の申立人は、[事案 2020-171] [事案 2020-172] [事案 2020-173] の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

重大事由による契約解除の取消しおよび先進医療給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

両老人性初発白内障により令和元年11月に入院し、両眼に多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を受けたので、同年6月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして契約が解除されたうえ、先進医療・入院・手術給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して給付金を支払ってほしい。

- (1) 医療保険を同時期に4社と契約しているが、その理由は、保険会社が倒産した場合等のリスク分散であり、先進医療特約は保険料が安価であったので、よく考えずに4契約とも付加した。
- (2) 付保額が著しく過大で、集中的な加入であるといった評価は、客観的な評価として漠然とし過ぎている。
- (3) 診断書のとおり、責任開始期前の発症は認められないし、告知義務違反もしていない。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、「他保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」に、当社は保険契約を解除できる旨を規定している。
- (2) 申立人は、平成31年4月からわずか3か月間に当社を含む4社と医療保険を契約し、令和元年6月時点で、先進医療特約が付加された医療保険を合計5件契約している。
- (3) 先進医療特約1契約で先進医療の技術料と同額が保障されるが、既に1社と先進医療特約を契約している中で、数年後の短期間のうちに、4社と先進医療特約を追加契約する必要性も合理性もない。
- (4) 申立人の申告年収の4倍近い利得を得られるような保険加入は、先進医療保険制度の目的に反すると思われ、著しく過大な保険加入である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 約款に定められた重大事由による解除は、保険法第57条、第86条の趣旨も考慮すると、短期間での集中加入や保険金額の著しい累積という客観的事由のみによって認められるものではなく、モラル・リスクの観点を加味し、契約者等に重大な信頼関係破壊行為があつ

たことが必要となる。

- (2) 本件における解除が相当か否かを判断するためには、本契約および他社契約の加入経緯・動機、保険料の合計額、生活状況（収入、支出等）、財産状態、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金があればその妥当性、病状および白内障に対する医学的知見などを総合的に勘案して判断する必要がある。
- (3) これらの事情を明らかにするためには、厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、医師等の第三者に対する尋問等の手続が必要となる可能性があるが、裁定審査会はこれらの手続きを有しておらず、本件は裁判所における訴訟による解決が適切と考える。